# 1 宅地建物取引業の概要

## 1 宅地建物取引業とは

## (1) 宅地建物取引業の範囲

**宅地建物取引業**(以下「**宅建業**」という。)を営もうとする者は、**宅地建物取引業法**(以下「**宅建業** 法」という。)の規定により、知事または国土交通大臣の免許を受けることが必要です。

宅建業とは、不特定多数の人を相手方として**宅地又は建物**(以下「**宅地建物**」という。)に関し、下 表の〇印の行為を反復または継続して行い、社会通念上、事業の遂行と見ることができる程度の業を行 う行為をいいます。

宅建業を営むには、宅建業法に基づく免許が必要になります。

区 分	自己物件	他人の物件の代理	他人の物件の媒介
売	0	0	0
交換	0	0	0
貸借	×	0	0

自己所有地を不特定多数の者に分譲することは、**宅地建物取引業者**(以下「**宅建業者**」という。)が仲介するしないにかかわらず、宅建業となります。

不動産業であっても、不動産賃貸・管理業 (不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産管理業など) は宅 建業には該当しません。

#### (2) 宅地建物の範囲

宅地建物取引業の対象となる「宅地」とは、次のものです。

建物の敷地に供せられる	用途地域の内外、地目のいかんを問わず、建物の敷地に供せられる土地		
土地	であれば全て該当します。現に宅地として利用されている土地だけでな		
	く、宅地化される目的で取引されるものも、宅建業法上の「宅地」となり		
	ます。		
用途地域内の土地	道路、公園、河川、広場、水路の用に供せられる土地を除きます。		

「建物」の範囲については、取引の対象となる建物全般で、マンションやアパートの一部も含まれます。

#### (3) 宅建業者または宅建業免許取得を予定している方へ

- ○宅地建物の取引は、一般消費者にとって、他の取引と比べ、生涯に一度程度しか行われないものであり、その取引に関する知識と経験を十分に有していないで取引に臨む場合もあります。
- ○そのため、宅地建物取引を業として行う者には、その資格として、申請者(代表者)、役員、政令使用人、専任の取引主任者等が宅建業法に規定する欠格要件に該当しないこと、事業を行うにあたり営業保証金等を供託すること、宅建業法を遵守する義務が課されます。

# 2 免許の種類

宅建業の免許は、個人又は法人でも免許申請することができます。

免許を受けた者を「宅地建物取引業者」(宅建業者)といいます。

次に示すとおり、事務所を設置する場所により、知事免許と大臣免許とに区分されますが、免許 の効力に差異はなく、全国どの地域においても宅建業を営むことはできます。

※事務所として、営業する場合については、事務所を新設したことの変更手続きや、営業保証金の供託手 続等が必要になってきます。

事務所の設置場所	免 許 権 者	免 許 の 区 分 (申 請 窓 口)
1の都道府県内にのみ事	本店(事務所)所在地を管轄する	都道府県知事免許
務所を設置する場合	都道府県知事	(左記と同様)
2以上の都道府県に事務	国土交通大臣	国土交通大臣
所を設置する場合		(本店所在地を管轄する都道府県)

# 3 免許の有効期間

宅建業の免許の有効期間は5年間です。

有効期間は、免許日の翌日から起算して5年後の免許応答日までです。

このとき、有効期間の最終日(免許満了日)が日曜・祝日などであるかどうかにかかわらず、満了日をもって免許は失効し、満了日の翌日からは宅建業を営むことができなくなります。

有効期間満了後も**引き続いて宅建業を営む場合**には、**免許の有効期間満了日の90日前から30日前まで**に、 **免許の更新申請をする必要**があります。

